

令和3年6月21日

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野 恭裕

「緊急事態宣言」解除後の「まん延防止等重点措置」発令を踏まえた教育活動について (お知らせとお願い)

平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、京都府全域への緊急事態措置が解除されるとともに、新たに、京都府知事から、令和3年7月1日までを期間とする「まん延防止等重点措置」(以下、「重点措置」という。)が要請されました。

つきましては、引き続き、基本的な感染防止対策、児童生徒・教職員の健康観察の徹底を図りつつ、現在実施しております時差登校等の取組を6月21日(月)までとし、6月23日(水)から通常授業の時間帯に戻すことといたします。(6月22日(火)は遠足を実施。各学年の要項はご案内のとおりです)

引き続き、感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいります。各家庭におかれましては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 6月23日(水)以降の授業時間帯について(通常の校時表)

※8時25分までに登校をお願いします。

予 鈴 8:25	昼休み 12:40～13:15
本 鈴 8:30	予 鈴 13:15
SHR 8:35～8:45	5 限 13:20～14:10
1 限 8:50～9:40	6 限 14:20～15:10
2 限 9:50～10:40	7 限 15:20～16:10
3 限 10:50～11:40	掃 除 16:15～16:25
4 限 11:50～12:40	

2 具体的な教育活動について

(1) 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動について

必要性を十分に精査し、「3つの密」の回避の徹底等の感染症対策(生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避ける、一定の距離を保つ、同じ方向を向く、回数や時間を絞る等の対応等)を講じたうえで、実施いたします。

(2) 校外活動について

活動範囲を「京都府内」に限定し、感染症対策を十分講じたうえで、実施いたします。

(3) 泊を伴う校外活動については、府内外を問わず、重点措置期間中については、実施いたしません。

(4) 次の活動は、重点措置期間中においても、原則として差し支えないものとしつつ、実施の必要性や感染症対策の方策について十分検討したうえで適否を判断します。

- ・市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等
- ・授業参観や公開授業、懇談会・個人懇談等

(5) 家庭訪問については、重点措置期間中はできる限り控えさせていただきますが、その必要性を鑑み、事前相談のうえ、マスクを着用する、距離を確保する、できる限り短時間とする、家の中には上がらない等の対応を講じたうえで実施させていただく場合もあります。

3 部活動について

次のとおり取り扱います。

期 間	内 容
6月21日（月）～7月2日（金）	活動場所は校内限定とするが、活動時間は部活動ガイドラインに記載された通常の時間（長くとも平日3時間程度、休日4時間程度）とする。大会参加の要件は公的な大会とし、全国・近畿等につながる大会に限定しない。
7月3日（土）～7月11日（日）	対外的な活動や宿泊は、府内に限り認める。
7月12日（月）～	府外での活動や宿泊を認め、通常の運営とする。

詳細や留意事項等については、別途通知されるガイドライン等に基づきます。

4 健康状態の把握

(1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

(2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください（休日の部活動等を含む）。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 681-0701）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

○お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された

○お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた

○ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

5 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。

(2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。

(3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置し、本校でもすべてのご家庭にステッカーをお配りしております。お気軽にご相談ください。

○こども相談24時間ホットライン

電話番号：# **7333** （ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）

京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。

24時間365日対応。

6 地域諸団体等の学校施設利用等について

PTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、引き続き、放課後（生徒の完全下校後）及び休日のみの使用とし、使用にあたっては、新型コロナ感染防止対策を徹底し、20時まで可能といたします。

7 最後に

引き続き、教育活動における感染拡大防止の取組を徹底してまいりますが、とりわけ、上記2・3・6に記載した、教育活動についての留意事項や制限等については、令和3年7月11日までの「重点措置」が要請されている期間を対象といたします。なお、要請期間が変更になった場合は、それに準じて対応してまいります。